給水装置所有権移転届

年　　月　　日

豊後高田市長　様

譲渡人　住所

譲受人　住所

（連絡先電話番号　　　　　　　　　　）

届出人　住所

（連絡先電話番号　　　　　　　　　　）

次のとおり給水装置の所有権を移転し、連署をもって届出ます。

なお、給水装置は、譲受人において責任をもって管理します。

記

１　給水装置場所　　豊後高田市

２　水道使用者　　住所

（※ 閉栓の場合は記入不要）氏名

「注意」

ア　譲渡人（旧所有者）が所在不明その他の理由により、その人の署名（自署）が得られないときは、これに代えて譲受人（新所有者）が所有権を取得したことを証する書類を提示してください。

イ　本届書に係る権利関係について、後日利害関係人等から異議の申出があっても、豊後高田市は、その責任を負いません。

○豊後高田市水道事業給水条例（抄）

平成17年条例第132号

(水道の使用中止、変更等の届出)

第17条　水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(1)　水道の使用を中止し、又は廃止するとき。

(2)　水道の用途を変更するとき。

(3)　消防の演習に私設消火栓を使用するとき。

２　水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1)　水道使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2)　給水装置の所有者に変更があったとき。

(3)　代理人若しくは管理人に変更があったとき、又はそれらのものの住所等に変更があったとき。

(4)　消防用として水道を使用したとき。